**相続税**

**―法定相続人の確定・法定代理人の選任―**

作成日：平成27年11月6日

作成者：倉重会計　三浦

1. 法定相続人の確定

民法の定める法定相続人は、

1. 直系卑属（子・孫等） ⇒　第1順位
2. 直系尊属（父母・祖父母） ⇒　第2順位
3. 兄弟姉妹 ⇒　第3順位　である。

また、これらの血族関係者とならんで配偶者も常に法定相続人となる。

なお、後述するが、それぞれの相続割合は以下のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法定相続人 | 配偶者 | その他 | | |
| 子 | 父母 | 兄弟姉妹 |
| 子孫と配偶者 | １／２ | １／２ |  |  |
| 父母と配偶者 | ２／３ |  | １／３ |  |
| 兄弟姉妹と配偶者 | ３／４ |  |  | １／４ |

* 1. 相続人の順位
     1. 配偶者

配偶者は常に相続人となる。他に相続人がいるときは、その者と同順位で共同相続人となり、それらの者がいないときは、単独で相続人となる。（民890）

* + 1. 第1順位・・・子（直系卑属）（民887①）
       - 1. 実子、養子、嫡出子、非嫡出子の区別なし
         2. 胎児は既に生まれたものとみなす（民886①）  
            ただし死産の場合は相続人でなかったものとされる（民886②）
       - 相続人となるべき者が相続開始前に死亡している場合

相続人の「子（被相続人の孫）」が相続人となる。このことを  
「代襲相続人」という。（民887②）

ただし、被相続人の「直系卑属」でない者は代襲相続人にはなれない。（民887②）

* + - * 上記の代襲相続人も相続開始前に死亡している場合

代襲相続人の「子」が相続人となる。このことを  
「再代襲相続人」という。（民887③）

（例）

1. 「被相続人の養子が養子縁組をする前に産んでいた子」は、原則として代襲相続人にはなれない。
2. 養子縁組前に産まれた子が、被相続人である養親の代襲相続人となるケース

実母

実父

配偶者B

被相続人A

(養親)

養子縁組

子

(C)

子

子

養子亡　C

(配偶者)

実子D

(夫)

養子縁組

前の子E

（解説）

養子縁組前の子Eは、被相続人Aの実子Dの実子にあたる。A・Dの関係からみれば、EはAの直系卑属にあたる。よってEは、亡Cの代襲者としてAの遺産につき相続権がある。

（大阪高裁平1.8.10判決）

* + - * 相続人となるべき者が相続開始後に死亡している場合

生前中に相続を受けた権利義務（相続権）を、その者の相続人が相続により承継する。

* + - * 相続人となるべき者が相続開始後に「相続放棄」をした場合

最初から相続人ではなかったとみなされ（民939）、相続権を失う。

相続人となるべき者の全員が相続放棄をした場合は、第2順位の相続人が相続をうけることになる。

* + - * 胎児の取扱いについて実務上の考え方

胎児の法定相続人には、誰がなるか、いったん胎児の段階で相続を発生させて死産の場合には遡って相続が無かったものとするのには不都合であること、胎児の段階で相続権行使を認める実益に乏しい。よって、胎児の段階で相続が開始したとしても、その時点では相続権を行使することは出来ず、生きて出生した時に初めて相続開始時から相続人であったものとして、相続権を行使できると考える。

胎児であった相続人が出生してから10カ月以内に、相続税の申告をし、また、そのことによって相続人に異動が生じた結果、その他の共同相続人は、4カ月以内に更正の請求を行うことで納め過ぎた相続税の還付を受けることとなる。

* + 1. 第2順位・・・直系尊属（民889①一）
       - 1. 子が一人もなく、かつ代襲相続人もいない場合
         2. 直系尊属とは、家系図で見て縦の血族関係にある父母や祖父母
    2. 第3順位・・・兄弟姉妹（民889①二）
       - 1. 第2順位の相続人もいない場合
         2. 父母の双方を同じくする者と父母の一方だけを同じくする者との区別なし
       - 相続人となるべき者が相続開始前に死亡している場合

相続人の「子（被相続人の孫）」が代襲相続人となる。ただし、第1順位の子が相続人である場合と異なり、再代襲相続の規定はない。

常に相続人･･･配偶者

第１順位･･･子、孫等

第２順位･･･父母、祖父母

第３順位･･･兄弟姉妹、甥姪

被相続人

被相続人の子が死亡等の場合、孫が相続人となる(代襲相続)。孫も死亡等の場合、ひ孫が相続人となる(再代襲相続)。

第１順位、第２順位ともに相続人がいない場合に相続人となる。

甥姪は、兄弟姉妹が死亡等の場合に相続人となる(代襲相続)。

なお、再代襲相続の規定はない。

子が一人もなく、かつ代襲相続人もいない場合。

祖父母は、父母が死亡等の場合に相続人となる。

**第３順位**

**第２順位**

**第１順位**

**常に相続人**

甥姪

兄弟姉妹

祖父母

父母

ひ孫

孫

子

配偶者

1. 法定相続分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 順位 | 相続人の構成 | 相続人 | 法定相続分 | 備考 |
| 1 | 配偶者と | 配偶者 | １／２ | 子が２人の場合 1/2÷2＝1/4ずつ |
| 子 | 子 | １／２ |
| 2 | 配偶者と | 配偶者 | ２／３ | 両親ともに健在の場合 1/3÷2＝1/6ずつ |
| 直系尊属 | 直系尊属 | １／３ |
| 3 | 配偶者と | 配偶者 | ３／４ | 兄弟姉妹が２人の場合 1/4÷2＝1/8ずつ |
| 兄弟姉妹 | 兄弟姉妹 | １／４ |

* 1. 「配偶者」と「子」が相続人の場合・・・それぞれ2分の1（民900一）
  2. 「配偶者」と「直系尊属」が相続人の場合・・・「配偶者」3分の2、「直系尊属」3分の1（民900二）
  3. 「配偶者」と「兄弟姉妹」の場合・・・「配偶者」4分の3、「兄弟姉妹」4分の1（民900三）  
     なお、父母の一方だけを同じくする者は父母の双方を同じくする者の相続分の2分の1となる（民900四但書）
  4. 「代襲相続人」・・・本来その者の（祖）父母等が受ける予定であった相続分と同じ（民900，901）

1. 法定代理人の選任
   1. 成年後見人の選任･･･相続人の中に、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力がないか、あるいは十分でない者がいる場合。
   2. 未成年後見人の選任･･･相続人の中に、親権者の死亡、親権・管理権の喪失・辞任、行方不明、心神喪失、後見・保佐の開始等により、親権を行う者がいない未成年者がいる場合。

親権者である父または母が、その子との間で利益が相反する行為（利益相反行為）をする場合

⇓

特別代理人の選任

* 1. 不在者財産管理人の選任･･･相続人の中に、従来の住所または居所を去り、容易に帰来する見込みのない者（不在者）がいて、その者に財産管理人がいない場合。
  2. 相続財産管理人の選任･･･相続人がいることが明らかでない場合。

1. 法定代理人の選任に関する手続き及び職務等
   1. 成年後見人
      1. 後見開始申立手続
         * 申立ての手続

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、本人、配偶者、四親等内の親族等は、「後見開始申立書」を提出する。

[必要書類]

親族関係図

本人の診断書及び付票

本人の愛の手帳のコピー(知的障害者の場合)

本人の戸籍謄本、住民票の写し(または戸籍附票)

本人の登記されていないことの証明書(東京法務局後見登録課で取得)

後見人等候補者の戸籍謄本、住民票の写し(または戸籍附票)

申立事情説明書

同意書(本人の配偶者および子、あるいは兄弟姉妹などの推定相続人)

後見人等候補者事情説明書

本人の財産目録

本人の収支状況報告書

本人の財産目録及び収支状況報告書に関する書類

　不動産の全部事項証明書(登記簿謄本)

　預貯金通帳や証書のコピー

　負債関する資料のコピー

　収入に関する資料のコピー

　支出に関する資料のコピー　　など

* + - * 精神鑑定
      * 登記手続き
    1. 成年後見人の職務・権限

成年後見人は、本人の心身の状態や生活状況に配慮しつつ、本人の財産を適正に管理し、必要な代理行為を行う。成年後見人は、申立時に必要となる行為(遺産分割協議や預貯金等の解約など)だけをするのではなく、本人の判断能力が回復したり、本人が死亡したことによって後見が取り消されるまで職務が継続し、また、行った職務の内容(後見事務)を定期的に家庭裁判所に報告しなければならない。

* 1. 未成年後見人
     1. 後見開始申立手続
        + 申立ての手続

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、本人またはその親族、利害関係人等は、「未成年後見人選任申立書」を提出する。

[必要書類]

親族関係図

事情説明書

未成年者の戸籍謄本、住民票の写し(または戸籍附票)

後見人等候補者の戸籍謄本、住民票の写し(または戸籍附票)

親権を行う者がいないことを証する資料(親権者の死亡記載のある戸籍謄本等)

未成年者の財産目録

未成年者の収支状況報告書

未成年者の財産目録及び収支状況報告書に関する書類

　不動産の全部事項証明書(登記簿謄本)

　預貯金通帳や証書のコピー

　負債関する資料のコピー

　収入に関する資料のコピー

　支出に関する資料のコピー　　など

* + - * 戸籍の届出
    1. 未成年後見人の職務・権限

未成年後見人は、親権者と同じ権利義務を有し、親権者が定めた教育方法等を尊重しつつ、未成年者の身上監護と財産管理を行う。未成年後見人は、申立時に必要となる行為(遺産分割協議や預貯金等の解約など)だけをするのではなく、原則として未成年者が満20歳に達するまで職務が継続し、行った職務の内容を定期的に家庭裁判所に報告しなければならない。

* 1. 特別代理人
     1. 特別代理人が必要となる場合

親権者である父または母が、その子との間で利益が相反する行為(利益相反行為)をする場合は、その子のために「特別代理人」を選任することを家庭裁判所に請求しなければいけない。

* + 1. 利益相反行為とは
       - 親権者である父(又は母)と未成年者である子が共同相続人である場合、父(又は母)が子を代理して行う遺産分割の協議
       - 未成年者である子二人が共同相続人である場合、両名の親権者である父(又は母)が、子二人を代理して行う遺産分割の協議
       - 親権者である父(又は母)と未成年者である子との間で行う不動産の売買
       - 親権者である父(又は母)と未成年者である子が共同相続人である場合、父(又は母)が子を代理して行う相続の放棄
       - 親権者である父(又は母)の債務の担保として、未成年者である子が所有する不動産に抵当権を設定すること
    2. 特別代理人選任申立手続

親権者、後見人、利害関係人等は、子又は被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に「特別代理人選任申立書」を提出する。必要書類は、「戸籍謄本」や「住民票の写し」、「利益相反に関する資料」となる。

* + 1. 特別代理人の職務・権限

特別代理人は、家庭裁判所の審判で決められた行為についてのみ代理権を行使することができる。したがって、家庭裁判所で認められた行為が終了したときに特別代理人の任務は終了する。

* 1. 不在者財産管理人
     1. 不在者の財産管理人の選任

相続人の中に、従来の住所又は居所を去り、容易に帰来する見込みのない者がいて、その者に財産管理人がいない場合。

* + 1. 不在者の財産管理人選任申立手続

利害関係人等は、不在者の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、「不在者の財産管理人選任申立書」を提出する。必要書類は、「戸籍謄本」や「住民票の写し」、「不在を証する資料(不在者の戸籍附票、警察署発行の捜索願受理証明書、「宛所に尋ね人あらず」のスタンプが押されて返送された書留郵便等)、「申立人の利害関係を証する書面」、「財産目録」等となる。

* + 1. 不在者財産管理人の職務・権限

不在者財産管理人は、不在者の費用で、管理すべき財産の目録を作成しなければならない。また、不在者の財産について、①現状を維持する行為(保存行為)や、②性質を変えない範囲で利用し収益をはかったり(利用行為)、その価値を高める行為(改良行為)をすることが出来る。ただし、その範囲を超える行為をしようとする場合は、家庭裁判所の許可を受ける必要がある。

* 1. 相続財産管財人
     1. 相続財産管財人の選任

相続人がいることが明らかでないとき、相続財産は「法人」となり(民951)家庭裁判所は、利害関係人等(相続債権者、特定遺贈の受贈者、相続財産の分与を請求する者など)の請求により「相続財産管理人」を選任する(民952①、家審9①甲三十二)。相続財産管理人は、相続人を創作しながら、相続財産を管理・清算する。

* + 1. 相続財産管理人選任申立手続

利害関係人等は、相続開始地を管轄する家庭裁判所に対し、「相続財産管理人選任申立書」を提出する。必要書類は、「被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等」、申立人及び候補者の「戸籍謄本」や「住民票の写し」、「申立人の利害関係を証する書面」「財産目録」等となる。

なお、家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判が確定した後、遅延なく相続財産管理人の選任を官報をもって広告しなければならない（民952②）。

* + 1. 相続財産管理人の職務・権限

相続財産管理には、被相続人の費用で、管理すべき相続財産の目録を作成しなければならない(民953・27①)。また、相続財産について、①現状を維持する行為(保存行為(建物の修繕や期限が到来した債務の弁済など))や、②性質を変えない範囲で、利用し収益をはかったり(利用行為(建物を賃貸する場合など))、その価値を高める行為(改良行為(無利息の貸金債権を利息つきに変更する場合など))をすることが出来る。ただし、その範囲を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ家庭裁判所の許可を受ける必要がある(民953・28・103)。

* + 1. 清算
       - 相続債権者・受遺者への公告および催告

相続財産管理人は、上記②の公告後「2カ月以内」に相続人のあることが明らかにならなかった場合は、遅延なく、すべての相続債権者および受遺者に対し、「2カ月以上」の期間を定めて、請求の申し出をするよう官報をもって公告しなければならない(民957①)。

* + - * 弁済

相続財産管理人は、相続債権者・受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない(民954)。  
相続財産管理人は、債権申出期間満了後、相続財産をもって、同期間内に申出をした相続債権者・受遺者その他知れている相続債権者に対し、それぞれの債権額の割合に応じて弁済することとなる。

* + - * 相続人の発見

相続人の存在が明らかになったときは、いったん成立した相続財産法人は、成立しなかったものとみなされるが、相続財産管理人がその期限内でした行為については影響が及ばない。なお、相続財産管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

* + - * 相続人捜索の公告

相続債権者・受遺者への公告および催告の申出期間が満了するも、なお相続人のあることが明らかでない場合、家庭裁判所は、相続財産管理人の請求により「6カ月以上」の期間を定めて、相続人であるならばその権利を主張するよう官報をもって公告しなければならない。

* + - * 特別縁故者への財産分与

相続人捜索の公告の申出期間が満了するも、なお相続人としての権利を主張する者がいない場合は、相続人や相続財産管理人に知れなかった相続債権者・受遺者は、もはやその権利を行使することができない。その場合、家庭裁判所は、「被相続人と生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」「被相続人と特別の縁故があった者」の請求により、これらの者に、精算後残存する相続財産の全部または一部を分与することが出来る。

* + - * 共有者への帰属

特別縁故者への財産分与が無かった場合、あるいは、あった場合でもなお処分されなかった相続財産のうち、共有物であるものについては、その持分は、他の共有者に帰属する。

* + - * 国庫への帰属

上記の清算手続きにおいても、なお清算がなされず、処分されなかった相続財産については、「国庫」にきぞくすることになる。

[特別の縁故があった者とは？]

民法958条の3に規定する「特別縁故者」は、家庭裁判所の判断に任されるが、ただ単に、被相続人と親族関係にあるだけでは足りず、「被相続人と生計を同じくしていた者」や「被相続人の療養看護に努めた者」に準ずる程度の交流が必要。

具体的には、長年にわたり生計を援助していた親族や友人、親子や兄弟のように親しくしていた親族や友人などがあげられるが、被相続人の死後に葬儀を執り行ない、遺産を管理したいただけの者については、特別縁故者として認められないことが多い。

本人と代理人(親権者・後見人)との間で利益が相反する行為をする場合

成年後見人の

選任

相続人が認知症、知的障害、精神障害など

特別代理人の

選任

未成年後見人の

選任

相続人が親権者のいない未成年者

相続(残余)財産の

国庫への帰属

相続(残余)財産の

他の共有者への帰属

特別縁故者に対する

財産の分与

相続財産管理人選任の

公告(2カ月以上)

相続債権者・

受遺者への

公告および催告

(2カ月以上)

相続人捜索の

公告(6カ月以上)

相続人が判明し

その相続人が相続を

承認した場合

相続財産管理人の

選任

不在者の財産管理人の

選任

相続財産の引継・相続財産管理人の代理権消滅

相続人の存在が明らかでない

相続人が行方不明で、かつ財産管理人が不在

[出典]

法律・税金・経営を学ぶ会主催勉強会　平成27年10月2日「戸籍と未登記の不動産」

講師：田近淳(司法書士)